

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成25年10月3日(2013.10.3)

【公開番号】特開2012-231498(P2012-231498A)

【公開日】平成24年11月22日(2012.11.22)

【年通号数】公開・登録公報2012-049

【出願番号】特願2012-138290(P2012-138290)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2011.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 1 0 Z

G 06 F 13/00 5 4 0 B

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年8月20日(2013.8.20)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0031

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0031】

加えて、コンテンツプロバイダーは、資産に基づくユーザ経験をいつでも最適化することができる。すなわち、ウェブサイトに関連するニュースは、リッチメディア資産が利用できない場合、ニュースストーリーの写真を提供することができるが、ビデオ資産がその場所の近くに(locally)格納されている場合、ウェブページはウェブページ上のイメージの代わりにビデオを代用する。これは、ビデオの対応する元の「コピー」を有し、ビデオ及びイメージが同じ種類(story)のものではないので、互いに相違するサポートテキスト及びキャプションを必要とする。一実施の形態において、これは、その対応資産トークン(上記資産条件参照)を介して資産の存在を検出するサーバー側アプリケーションによって達成される。トークンが存在するか否かに従い、異なるページがエンドユーザ用に作成される。他の実施の形態において、これは、ウェブブラウザのスクリプトを介してクライアント側で行われる。すなわち、ウェブページのスクリプトを使用することによって、異なるページが、メディア資産トークンの存在に基づく動的なHTMLを介して作成される。